

令和8年度 世田谷区 男女共同参画先進事業者表彰 募集しています

世田谷区では、仕事と家庭生活との両立支援や、女性の活躍推進などに積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。

性別を問わず、誰もがいきいきと働き続けられる環境を整えることは、人材確保や持続的な成長にもつながります。

会社PR等に活用してみませんか？

広げよう可能性・踏み出そう一歩

募集期間

令和8年5月1日～6月30日

受賞メリット

- ★表彰式で表彰状と副賞（楯）を贈呈します！
- ★取組みを、区のおしらせやホームページ等で広く紹介します！
- ★受賞したことを、会社のホームページや名刺等で紹介することができます！
- ★受賞事業者紹介リーフレットを広く配布します！

表彰対象事業者

区内に事業所がある従業員数がおおむね 300 人以下で、次のいずれかに該当する会社その他の団体

1 仕事と家庭の両立支援のために、積極的に取り組んでいる

例：休暇取得や勤務日の振替などで、子どもの急病などに柔軟に対応できるようにしている。

休業後の復帰、退職後の再雇用等への支援を行っている。

2 女性の活躍推進や管理職等への登用などに、積極的に取り組んでいる

例：建築士の免許を持つパート(女性)を社員登用し、「建設業」の業種を新たに取得した。

女性の管理職への積極的登用を行っている。

3 多様な働き方を推進し、誰もが働きやすい職場環境を整備している

例：慶弔休暇や結婚祝い金を同性パートナーも取得できる。

本人の希望による非常勤への転換及び常勤への復帰の実績がある。

搾乳室を設置している。

応募方法

自薦・他薦を問いません。

応募用紙に必要事項を記載の上、

オンライン手続き、持参、郵送またはファクシミリでご応募ください。

応募用紙は世田谷区のホームページからダウンロードできます。

書類提出・お問合せ先

世田谷区 生活文化政策部 人権・男女共同参画課

TEL: 03-6304-3453 / FAX: 03-6304-3710

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3 階

受付時間：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

世田谷区ホームページ

※具体的な取組みの例を紹介しています。

※オンライン手続き、応募用紙のダウンロードができます。



世田谷 男女共同参画 表彰

検索

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02409/8049.html>

受賞事業者の取組み

令和7年度実施 受賞事業者と取組み内容の一部ご紹介	
事業者名	取組み内容（抜粋）
株式会社井上香料製造所 （世田谷区奥沢）	<ul style="list-style-type: none">●残業について、約10年前は月60時間を超える社員も大勢いたが、作業分担の平準化やシフト管理の徹底の他、管理職が率先して無駄な残業を防ぐ職場環境の醸成に努めており、全社員の月平均残業時間が3.3時間と少なく抑制出来ている。●女性社員の意見を取り入れ、月1回1日単位で取得できていた生理休暇を月に半日2回に分けて取得できるようにするなど、生理休暇の取得方法を工夫している。
富士水質管理株式会社 （世田谷区宇奈根）	<ul style="list-style-type: none">●建設業における女性技術者割合の平均2%に対し8%と、業界平均を大きく上回っている。●1on1面談の実施、更衣室の設置、現場見学会などを行うことでミスマッチ採用を防ぎ、社員の定着率も高い。●技術系社員はデジタルデバイスをフル活用し、時間場所を問わず働ける生産性の高い働き方を追求している。
株式会社 UPDATER （世田谷区三軒茶屋）	<ul style="list-style-type: none">●女性の管理職が低水準の中、全社員に占める女性の割合は、部長以上36%、課長以上46%と高水準であり、さまざまな職種で女性がリーダーシップを発揮している。●「インクルージョンポリシー」を策定し、年齢、性別、国籍、障がい有無、性的指向、性自認などにもかかわらず、すべての社員が自分らしく働ける職場を目指している。

※取組み内容の詳細、令和6年度以前の受賞事業者は、世田谷区ホームページからご覧ください。

スケジュール

応募〆切		選考期間		受賞者決定		表彰式
令和8年 6月30日	→	令和8年 7月～8月	→	令和8年 8月中(予定)	→	令和8年 10～11月(予定)

*応募書類により選考いたします。

*必要に応じてヒアリング（訪問調査）を行います。

男女共同参画は、困難な時代を乗り越える武器になる。

仕事と家庭の両立支援、テレワーク等の多様な働き方の導入など、従業員が働きやすい環境を作ることは、変化の激しい現代社会でも、事業者の発展に役立っています。

国や都における事業について（紹介）

表彰・認定

●ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働省）

仕事と育児・介護を両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる取組を行う企業をファミリー・フレンドリー企業として表彰する。

●えるぼし認定・プラチナえるぼし認定（厚生労働省）

女性活躍推進法では、行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請を行うことにより、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

講座・セミナー

●公開講座（東京都）

一般都民を対象に男女平等参画に関して、法制度、職業、メディア、生活など多面的な切り口でテーマを設定し講座を開催する。

●経営者懇談会（東京都）

雇用の分野における男女平等参画を促進するため、事業者団体への情報提供を行うとともに、事業者や人事担当者等が意見交換を行う場として、基調講演やパネルディスカッションを実施する。

人材育成

●中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン（経済産業省 中小企業庁）

経営者に日々の経営課題の背景に、中核人材の採用、中核人材の育成、業務人材の採用・育成の3つの人材課題（3つの窓）が潜んでいないか確認してもらい、それに対する具体的な対応策や支援策を紹介する「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」を取りまとめている。

世田谷区立男女共同参画センターらぶらすについて

「らぶらす」は男女共同参画社会実現のための拠点施設です

●らぶらすでは、事業者向けの出前講座を実施しています

ワーク・ライフ・バランスや性的マイノリティ理解など、講座の内容はご相談に応じます。

誰もが働きやすい環境づくりのために、らぶらすの出前講座をご活用ください。

講師派遣は無料です。詳細はらぶらすホームページをご覧ください。

〒154-0004 世田谷区太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 3～5 階

TEL : 03-6450-8510 FAX : 03-6450-8511

HP : <https://laplace-setagaya.net>



《お問合せ先》世田谷区 生活文化政策部 人権・男女共同参画課

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3 階 TEL: 03-6304-3453 / FAX: 03-6304-3710